

第三回 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会 次 第

平成23年8月30日(火)

午前10時00分

佐久市役所 501会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 佐久市における水資源保全対策等の意見について
(シンポジウムにおけるアンケート結果より)

(2) 地下水等水資源の保全に関するルールづくりについて

(3) その他

- (資料)
- 1 佐久水道企業団及び浅蘆水道企業団取水実績
 - 2 信州佐久の「水」を守るシンポジウム基調講演及びパネルディスカッションの要旨
 - 3 信州佐久の「水」を守るシンポジウムアンケートの集計結果(詳細)

4 閉 会

平成23年8月30日

第三回

佐久市地下水等水資源保全 研究検討委員会 会議

資料

信州佐久の「水」を守るシンポジウム基調講演及びパネルディスカッションアンケート集計結果

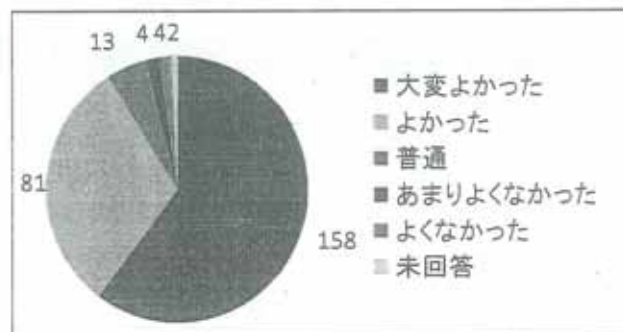
7月30日に開催した信州佐久の「水」を守るシンポジウムの来場者に対して、基調講演及びパネルディスカッションに関するアンケートを実施しました。
 方法は、選択式及び感想・意見の記入です。

- 1 シンポジウム出席者 577
- 2 アンケート提出数 262 (提出率 45.4 %)

3 基調講演

(1) 選択式で回答があった感想

回答内容	回答数	比率(%)
1 大変よかった	158	60.3
2 よかった	81	30.9
3 普通	13	5
4 あまりよくなかった	4	1.5
5 よくなかった	4	1.5
未回答	2	0.8
計	262	



(2) 感想又は意見の抜粋

- ・大変迫力のある分かりやすい講演で、経験を踏まえた内容に大変感銘を受けました。
- ・時間が短かったので、もっと時間を取っていただき、最後まで聞きたかった。

4 パネルディスカッション

(1) 選択式で回答があった感想

回答内容	回答数	比率(%)
1 大変よかった	133	50.8
2 よかった	82	31.3
3 普通	18	6.9
4 あまりよくなかった	3	1.1
5 よくなかった	1	0.4
未回答	25	9.5
計	262	



(2) 感想又は意見の抜粋

- ・五名のパネリストは解りやすかった。それぞれの専門家としての説明が良かった。
- ・幅広いパネラー選択が良かった。論点が偏らない基本点の共通認識上で大変良くまとまったと思う。
- ・各パネリストの専門性が出ており、また、その内容が本日のテーマにシンクロしていて大変興味深く、勉強になりました。

信州佐久の「水」を守るシンポジウム来場者に対して行った佐久市における水資源対策アンケート集計結果

7月30日に開催した信州佐久の「水」を守るシンポジウムの来場者に対して、佐久市における水資源保全対策に関するアンケートを実施しました。

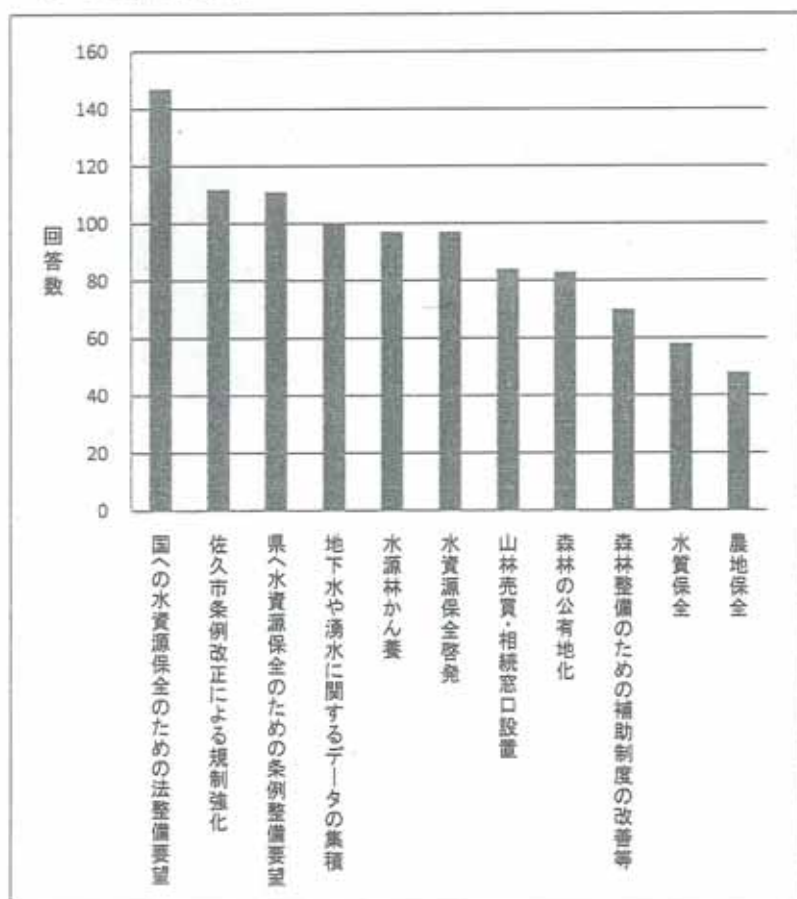
方法は、選択式及び自由意見の記入です。

選択式で回答があった水資源保全対策は、「3 選択式による水資源保全対応策回答結果集計」に、自由意見の概要は、「4 水資源保全対応策自由意見の要約・抜粋」にまとめました。

- 1 シンポジウム出席者 577
- 2 アンケート提出数 262 (提出率 45.4 %)
- 3 選択式による水資源保全対策回答結果集計

選択肢の内容	回答数	比率(%)
国への水資源保全のための法整備要望	147	56.1
佐久市条例改正による規制強化	112	42.7
県へ水資源保全のための条例整備要望	111	42.4
地下水や湧水に関するデータの集積	100	38.2
水源林かん養(森林整備を含む)	97	37.0
水資源保全啓発	97	37.0
山林売買・相続窓口設置	84	32.1
森林の公有地化	83	31.7
森林整備のための補助制度の改善(創設)	70	26.7
水質保全	58	22.1
農地(特に田)保全(水を張る等)	48	18.3

注 複数回答あり



4 水資源保全対策自由意見の要約・抜粋

(1) 国への水資源保全のための法整備要望等
<ul style="list-style-type: none">・外国資本による森林買収に対して、水資源保全のための法整備が不可欠であり、早期の制定をすべきである。・水利権の利用について再検討する必要がある。・国有財産の売却は慎重にする。・水だけでなく、全ての資源について行政・国が対応を検討する。
(2) 佐久市条例改正による規制強化等
<ul style="list-style-type: none">・必要な水源(地下水・井戸)を保全するため、水源周辺の規制のための条例を制定することが必要である。・関係市町村と共同で、広域的に条例などを整備する事が大切である。・水源保全のための法整備や制度づくりの声を佐久市がモデル都市になるように積極的に進めてほしい。
(3) 県へ水質保全のための条例例日の要望等
<ul style="list-style-type: none">・外国資本の買収に対する県の法的規制を強化する。
(4) 地下水や湧水に関するデータの集積
<ul style="list-style-type: none">・地下水は目に見えるものではないので、データ等を収集して水位の変化等に注視することが必要である。・水の収支についての基礎的な調査が必要である。
(5) 水源林のかん養又は森林整備
<ul style="list-style-type: none">・水源保安林の拡大と開発規制。・水源林等森林整備による林業の振興(県森林税の延長を含む)。・県費補助金投入の森林売買の一定期間の禁止。・水資源のかん養等山林は多面的な機能を持っている。一人一人が山林の必要性、大切さを自覚し、外国資本から山林を守ることを第一に考える。・山林の所有者(企業)を調査する必要がある。
(6) 水資源保全のための啓発
<ul style="list-style-type: none">・家庭、学校、地域等に対して、自然環境保全について学習機会を増やしていく。・水資源保全に対する啓発が重要である。そのために、メディアによる伝達が重要である。・こうした会を継続して開催し、大きな運動に盛り上げてほしい。
(7) 森林の公有地化
<ul style="list-style-type: none">・水源地(森林)の公有(国有)化を推進する。
(8) 農地保全
<ul style="list-style-type: none">・「自然のダム」と言われる水田をもっと保護するような政策を考える。
(9) その他
<ul style="list-style-type: none">・佐久地域は地下水も豊富なことから山林(山)だけでなく、全体に網をかける必要がある。・国外資本だけでなく、国内資本にも気を付けなくてはいけない。・土地を外国人に購入されたことが問題なのではなく、その先にどんな想定外のことが生じるのかを知意を絞って議論していくことが必要である。・土地所有と活用、水の買収についてのルール(仕組み)が必要である。・民有の山林売買の規制強化(所有権移転登記の制限等)。

信州佐久の「水」を守るシンポジウムの来場者に対して行った佐久市における水資源保全対策アンケート集計結果に対する考え方

外国資本等による森林買収に対して佐久市はどのような対応をすべきか、信州佐久の「水」を守るシンポジウムにおいて、アンケートを実施しました。回答結果に対する佐久市の考え方は下記のとおりです。

回答が多い順	回答項目	佐久市としての考え方(案)
1	国への水資源保全のための法整備要望	・地下水は公水であることを前提とした地下水等の水循環保全を目的とした法律を早期に制定することを要望する。
2	佐久市条例改正による規制強化	・地下水や湧水等水資源の保全だけを対象にした条例を新たに制定するか、又は、現行の佐久市自然環境保全条例を改正するか、市議会や上位法との関係を勘案しながら、検討していく。
3	県へ水資源保全のための条例整備要望	・水資源の保全は一市町村では対応できないため、県での条例制定を要望する。
4	地下水や湧水に関するデータの集積	・地下水の現状について調査を行っているが、継続して実施する。 ・井戸から取水している事業者に対して、新たに取水量の調査を実施する。
5	水源林かん養(森林整備を含む)	・対策が多岐に及ぶことから、国、県、庁内の関係課と連携しながら対応する。
6	水資源保全啓発	
7	山林売買・相続窓口設置	
8	森林公有地化	
9	森林整備補助制度の改善等	
10	水質保全	
11	農地(特に田)保全(水を張る等)	

- 1 外国資本等による森林買収に対する現行の佐久市自然環境保全条例（佐久市自然環境保全条例施行規則、佐久市自然環境保全条例に基づく許可・指導基準及び関係告示）の課題

(1) 佐久市自然環境保全条例施行規則及び関係告示

地区	自然保全地区	環境保全地区
内容 (告示)	市内の山林・原野（平成2年9月6日現在の登記地目が山林・原野）	神社、仏閣、史跡等市が指定した地区
井戸の設置	揚噴水量が10m ³ /日以上	揚噴水量が5m ³ /日以上
規制方法	許可制	届出制
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地の地目が山林・原野以外の場合に、同一基準による規制ができない。 ・都市計画用途地域は対象外 ・都市計画用途無指定の地域のうち、建築物の容積率が200%以下と定められた地域で平坦な地域は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地が含まれていない。

(2) 佐久市自然環境保全条例に基づく許可・指導基準

「自然保全地区内に井戸を設置しようとする場合、隣接する既存の井戸から半径300m以内にある場合、所有者の同意を得ること」が許可の条件となっているが、許可の申請がなされた例はない。

半径300m以内という基準が適正であるかどうか。

地下水等水資源の保全に関するルールづくりについて

論点1 新たな条例の制定について

佐久市自然環境保全条例から水資源保全の部分を分離し、新たに「地下水等保全条例(仮称)」を制定するかどうか。

論点2 新たな条例の制定について

新たに条例を制定する場合、水資源保全に努める理念を宣言した条例にするか、規制を強化した条例にするか、又は、理念を宣言し規制を強化した条例にするかどうか。

1 水資源保全に努める理念を宣言した条例について

論点3 水資源保全に努める理念を宣言した条例について

論点2により、水資源保全に努める理念を宣言した新たな条例を制定する場合、内容をどのようにするか。

佐久市として、地下水や湧水の保全に努めることを宣言する。

(1)趣旨(目的又は理念)

ア 佐久市民の生活用水の根源である地下水や湧水(以下「地下水等」という)の保全及び保護が必要である。

イ 地下水等は、地域共有の財産であり公水であると認識する。

ウ 地下水等の水質保全、地下水等のかん養、水量を保全することで、先人達が守り育んだ地域共有の財産を未来に引き継ぐ。

(2)市の責務

ア 地下水等の保全施策の実施

(ア)地下水等の保全の重要性について、啓発に努める。

(イ)水源かん養林の保全等地下水等の保全に努める。

(ウ)地下水等の水収支の把握、地下水等の水量データの調査を実施する。

(エ)地下水等の水質保全に努める。

(3)地下水等利用事業者(工場等)の責務

ア 市の地下水等の保全施策への協力に努める。

イ 地下水等の利用状況の報告等に努める。

ウ 敷地内の緑地に努める。

エ 地下水等の水質保全に努める。

(4)市民の責務

ア 市の地下水等の保全施策への協力に努める。

イ 地下水等の利用状況の報告等に努める。

ウ 地下水等の水質保全に努める。

2 規制を強化した条例について

論点4 水資源保全の必要な地域の指定について

地下水や湧水の規制が必要な地区をどのように指定すべきかどうか。

例 地下水や湧水(以下「地下水等」という。)の保全が必要な地区を「水資源保全地域(仮称)」とし、「特別保全地区(仮称)」と「普通保全地区(仮称)」とに分けて指定し、地下水等の利用を規制する。

論点5 「水資源保全地区(仮称)」の指定基準、許可及び届出の有効性について

論点4により、「水資源保全地区(仮称)」を指定する場合、各地区の指定方法、指定範囲、規制の程度及び内容をどうするか。

1 地区の指定方法
どのような基準で指定するか。

2 特別保全地区(仮称)の例

(1)佐久市にある佐久水道企業団の上水道の水源地→地区の指定範囲(例 字)

(旧佐久市)	大沢、小宮山、大沢新田、東、牛馬ヶ沢、館ヶ沢、高谷、沓沢、初谷
--------	---------------------------------

(旧臼田町)	下越、上小田切、小田切
--------	-------------

(旧浅科村)	浅科、矢島
--------	-------

(旧望月町)	寺久保、菅原、川瀬、五斗水、岩下、合の沢
--------	----------------------

(2)佐久市にある佐久水道企業団の簡易水道の水源地

(旧佐久市)	西山、東地、東地深井戸
--------	-------------

(旧望月町)	合の沢口、吹上、六反田、布施湧水、布施深井戸、五斗水長者原
--------	-------------------------------

3 普通保全地区(仮称)
どのような基準で指定するか

4 規制の程度及び内容例

(1)特別保全地区(仮称)

ア 地下水等の取水を原則禁止にするかどうか。

イ 例外を設けるか。

例

①家庭用を除く。

②水道水の給水区域へ給水するために採取している地下水等の利用に支障がないと認められる場合に許可する。

③国有地及び公有地を除く

④保安林指定地域を除く

ウ 許可制にするかどうか

許可制の場合、許可基準をどうするか。

例・イの基準による。

・既存井戸との間隔 何メートル以内とするか。

・動力による揚水機の1日の揚水量 揚水量何立法メートル未満とする。

(2) 普通保全地区(仮称)

ア 許可制にするかどうか。

イ 届出制にするかどうか。

(ア) 届出の時期(事前か事後か)

(3) 規制期間及び更新に際の留意事項

ア 許可制の場合、許可期間を何年にするか。

イ 更新の場合に、水道事業者の地下水等の取水に影響がある場合、承認の手続はどうか。

論点6 既得権者への配慮

(1) 現在の井戸利用者に対する届出の義務付けをするかどうか(期限を定めて届出してもらう)。→現状把握

(2) 届出をした現井戸利用者は、特別保全地区(仮称)内でも利用の継続を可とするかどうか。

論点7 条例順守のための措置

・指導、助言、公表、罰則

論点8 新条例に対する住民の意見を聞く方法

・アンケートを実施するかどうか。

・地区毎の説明会を実施するかどうか。

・パブリックコメント募集(市ホームページに掲載)

論点9 条例施行日

条例施行日をどうするか。

新条例を周知するため、周知期間経過後に施行する。(例 公布日の1年後)

佐久市において業務用で井戸を利用している者の取水量調査について

第2回佐久市水資源研究検討委員会で配布した「佐久市における井戸の設置状況」の中で、業務用に井戸をしている60事業者、又、ゴルフ場経営者、清酒製造業者（佐久市における井戸の設置状況の事業者と重複する者は除く）に対して、井戸からの取水量を調査する。

佐久水道企業団取水実績

(単位:m³)

水源地名	水源種別	取水方法	取水能力	平成18年度合計	平成19年度合計	平成20年度合計	平成21年度合計	平成22年度合計		
上 佐 久 穂 町	千ヶ日向	湧水	集水埋渠	5,800	2,392,102	2,265,308	2,203,368	2,228,043	2,249,980	
	大石	"	"	4,200	1,456,096	1,424,899	1,202,832	1,205,356	1,167,561	
	宮前第1	"	"	4,000	901,466	997,645	1,099,298	1,102,221	1,199,546	
	宮前第2	深層地下水	井戸	1,000	183,531	199,552	183,823	181,263	199,377	
	下畑	浅層地下水	集水埋渠	2,000	1,085,455	990,263	1,401,823	1,362,317	1,426,030	
	高岩	"	"	1,330	621,339	573,812	404,902	542,279	526,736	
	高岩天神町	湧水	集水溝	600	105,238	95,530	66,691	71,423	75,481	
	海瀬第1	深層地下水	井戸	800	13,738	99,060	86	14,068	55,071	
	海瀬第2	"	"	1,000	379,398	734,762	668,193	577,255	626,110	
	海瀬第3	"	"	300	67,258	14,613	44	51,176	91,833	
	海瀬第4	"	"	400	209,422	100,419	321,024	269,552	313,239	
	高野町第2	"	"	1,200	296,868	474,793	244,602	292,779	363,203	
	高野町第3	"	"	381	727,201	460,649	603,488	829,158	771,019	
	下越	"	"	2,962	493,394	483,297	480,168	536,640	494,734	
	上小田切	湧水	集水埋渠	400	73,063	82,536	89,883	77,039	78,180	
	小田切	深層地下水	井戸	900	67,449	51,890	61,714	85,634	83,154	
	小田切第2	"	"	700	0	0	28	305	287	
	大沢	"	"	2,500	289,219	312,773	210,939	312,538	300,833	
	小宮山	"	"	1,628	173,652	180,108	266,963	179,906	182,918	
	大沢新田	"	"	113	63,672	45,593	44,366	47,751	53,684	
高谷	湧水	集水埋渠	80	42,295	48,205	51,040	33,063	46,799		
牛馬沢	"	"	149	109,791	88,437	114,700	107,243	103,513		
館ヶ沢	"	"	20	54,194	60,323	62,786	54,877	58,250		
水 久 市	沓沢第1	深層地下水	井戸	388	171,003	159,946	123,512	126,050	125,106	
	沓沢第2	"	"	600	13,868	6,239	19,057	451	1,075	
	浅科	"	"	1,500	467,333	462,502	436,006	415,379	402,471	
	矢島	"	"	800	104,105	109,535	106,891	109,692	108,229	
	石神第1	浅層地下水	集水埋渠	1,542	0	0	0	0	0	
	石神第2	"	"	600	0	0	0	0	0	
	東	湧水	集水溝	78	145,460	133,686	156,074	143,579	144,483	
	寺久保(唐沢)	"	止水壁	680	-	293,094	310,111	308,656	307,855	
	菅原	"	集水井	640	-	413,192	368,956	435,904	449,794	
	川瀬	"	"	560	-	11,717	16,641	7,477	9,835	
	五斗水(湯沢)	"	"	1,050	-	586,749	531,273	466,573	482,024	
	岩下	"	"	330	-	64,793	59,103	53,809	56,458	
	合の沢第1・2	湧水・深層地下水	集水井・井戸	40	-	31,585	34,551	35,608	35,588	
	道 御 代 田 町	久能	湧水	集水埋渠	90	44,525	42,309	56,760	70,820	54,484
軽 井 沢 町		谷地沢	"	集水溝	600	405,304	406,858	255,664	216,725	187,302
		笹沢12号	深層地下水	井戸	645	0	0	0	0	0
		笹沢	湧水	堰堤	400	33,906	37,693	615	0	0
浅瀬水道企業団		受水	8,300	2,803,810	2,620,392	2,641,148	2,646,982	2,644,760		
合計			51,306	13,995,155	15,164,757	14,899,123	15,199,591	15,477,002		

(単位 : m³)

水源地名	水源種別	取水方法	取水能力	平成18年度 合計	平成19年度 合計	平成20年度 合計	平成21年度 合計	平成22年度 合計		
簡 易 水 道	佐	大岳	湧水	集水溝	180	92,543	82,392	92,419	93,944	108,105
		うその口	深層地下水	井戸	70	0	0	0	0	5,659
	久	田頭	湧水	集水埋渠	50	45,953	39,447	28,665	17,871	13,264
		八郡	深層地下水	井戸	55	12,303	5,725	6,161	85,079	57,973
	穂	都沢第1・2	"	"	126	0	0	0	129,426	146,000
		都沢第3	"	"	80	0	0	0	22,376	26,280
	町	霧久保第4・5	"	"	110	0	0	0	315,360	315,360
		一の淵第6	"	"	360	0	0	0	124,171	61,386
	久	都沢第7	表流水	"	924	0	0	0	276,339	278,927
		水の入第1	深層地下水	井戸	450	0	0	0	87,690	97,645
	水の入第2	"	"	0		0	0	88,054	79,015	
	市	雲場	"	"	180	0	0	0	19,065	20,224
		館	湧水	集水埋渠	119	0	0	0	112,140	74,933
	佐	向原	深層地下水	井戸	56	0	0	0	9,007	8,752
		東地	湧水	集水埋渠	40	45,883	40,561	41,005	58,064	68,084
	久	東地(深井戸)	深層地下水	井戸	80	14,020	5,949	386	5,665	14,516
		西山	"	"	800	59,619	57,698	56,936	54,770	54,453
	市	合の沢口(第1)	湧水	集水埋渠	1,050	-	356,821	410,730	330,799	340,746
		吹上(第3)	深層地下水	井戸	500	-	31,762	2,999	108	406
	市	六反田(第2)	"	"	500	-	91,575	50,678	10,399	4,539
布施第1・2		湧水	集水埋渠	50	-	65,901	82,334	85,015	87,572	
市	布施第3	深層地下水	井戸	550	-	250,519	247,604	228,206	211,455	
	五斗水(長者原)	湧水	集水埋渠	90	-	86,027	75,770	91,070	87,213	
			6,420	270,321	1,114,377	1,095,687	2,244,618	2,162,507		
専 用 水 道	佐 久 市	初谷	湧水	集水埋渠	750	28,974	24,086	28,617	21,444	23,121
					750	28,974	24,086	28,617	21,444	23,121
合 計			58,476	14,294,450	16,303,220	16,023,427	17,465,653	17,662,630		

佐久水道企業団取水源余裕率

業務指標	算出式	単位	H18	H19	H20	H21	H22
水源余裕率	$\frac{[(\text{確保している水源水量} / \text{一日最大配水量}) - 1] \times 100}{}$	%	13.9	11.9	16.3	16.2	13.5

浅麓水道企業団取水実績

水源名	種別	許可水量 m ³ /日	取水量(単位 m ³)				
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新滝水源	湧水	8,600	3,100,202	3,132,202	3,110,734	3,078,965	3,128,483
西池尻水源	湧水	5,200	1,807,350	1,883,748	1,899,555	1,883,103	1,874,833
第1号井戸	地下水	1,300	339,139	212,739	201,627	230,741	218,919
第2号井戸	地下水	1,200	479,125	382,329	344,185	343,369	336,022
第3号井戸	地下水	1,400	217,127	168,116	162,817	177,475	214,363
第4号井戸	地下水	1,900	452,791	381,047	322,293	339,765	360,371
第7号井戸	地下水	1,200	170,868	79,865	187,317	196,947	189,355
第8号井戸	地下水	700	25,256	9,259	2,128	405	103
第9号井戸	地下水	800	91,550	165,482	161,377	181,603	176,122
第10号井戸	地下水	1,000	217,307	179,923	190,284	169,588	158,827
第11号井戸	地下水	500	125,426	122,252	150,591	141,898	147,933
第13号井戸	地下水	1,200	250,281	221,034	204,336	118,601	146,721
計			7,276,422	6,937,996	6,937,244	6,862,460	6,952,052

業務指標	算出式	単位	H18	H19	H20	H21	H22
水源余裕率	$\frac{[(\text{確保している水源水量} / \text{一日最大配水量}) - 1] \times 100}{100}$	%	8.0	11.6	14.5	8.7	11.5

1・信州佐久の「水」を守るシンポジウム 青山繁晴氏基調講演要旨

日本では土地を買った者は、空も井戸も地下水もその人のものになってしまう。外国人に土地を売った時、私達は水を守れるか。

この問題は、柳田市長の問題意識から始まり、何回か話し合いをして、今日のシンポジウムにたどり着いた。このシンポジウムはゴールではなく、出発点である。シンポジウムを通して、皆さん自身に私達の水をどうするのかということに対して、考えていただきたい。

レジュメの演題は「世界水戦争の時代を生き抜く」となっている。この意味は、水をめぐって世界が争って不幸な戦争にならないようにするにはどうすればいいのか、一緒に考えませんか、という趣旨である。危機や不安をあおるものであってはならない。人々が危機や不安に直面しないように、未然に防ぐためにはどうすればいいかを考えるために、こういうタイトルにした。

かつて、お百姓さんが白装束に着替えて川を挟んで鎌やそういった武器を持って水を争って殺し合った時代がすぐ近くまで現実にあった。それが世界に広がり、信州佐久は安全な場所と言えない。狙われ易い場所である。

普通水は川から取る。日本でいうと3/4。川から取るには規制がある。河川法ができる前から田畑を潤していた人は別にして、日本人であれ、外国人であれ、必ず許可を取らなければならない。外国人が川から水を取ろうとしても許可がでにくいから、狙いにくい。

地下水・湧水は規制が無い。誰かが土地を買って、中国の方にたまたま売った。売ること自体買うこと自体規制がない。土地は善意・悪意は別にして、手放さない限りは永遠にその人のもの。外国人であろうと、日本人であろうと、関係ない。行政は介入できない。土地を所得した以上は上空も地下も地下水を取って取って取りまくることができて、地下水がそこから失われたとしたら、周りの地下水を集めてどんどん出ていく。だからこそ、佐久市長だけでなく、佐久穂町長にもこのシンポジウムに出ていただく。一人の問題ではない。佐久市だけの問題ではなくて、佐久市でそういうことがあると、どんどん問題が広がっていく。

川から水は新しくは取れない。日本人も、ましてや外国人は恐らく取れない。しかし、地下水や湧水は取ることができる。もし、私が外国人なら、川から取ろうとするよりも、佐久で土地を買っていこうとする。山林をかかえている人は本当に苦勞なさっている。先祖から引き継いだ土地を持っていても林業はどんどんすたれてしまう。苦しむだけで、これを自分の代で手放した方が、むしろ、子ども達は苦しまないんじゃないかと思って、そこに、わずかなお金を持ってきてくれたら、売りたいと、そういう方がいらっしゃるんじゃないかと、

何人も長野県以外の人とも話したことがある。外国はよく調べている。情報を集めるのに熱心な国、中国であれ、韓国であれ、アメリカであれ、情報に対して熱心であるから、日本の水の様子をよく知っている。決して危機をあおるのではなく、佐久の水に恵まれた生活を私達はできても、その後の子ども達、孫達の世代にできるかということは今私達は考えなければいけないというのが、このシンポジウムの本当の志の一つである。

「世界水戦争の時代を生き抜く」という演題は私達が生き抜くことができるという意味ではない。私達の世界でも問題は起きているが、致命傷まではいかないかもしれない。しかし、このまま、ほおっておいたら、子子孫孫の代にもその先にも、歴史あるこの私達の祖国が独立した国家でいられるようにというのが、演題の趣旨である。私達の代だけがよければいい、私達の代だけが信州のきれいな水を飲めればいいということではないことを今日のシンポジウムに来てくれた人達と一緒に考えたい。

水を考えるには根っこを考えなければならない。根っことは、土地を買った人はこの土地は俺のものだから、上も下も俺のもだからという今までの考え方でいいのか、私のことだけでいいのか、公のこと、国全体のこと、祖国のこと、世界全体のことを考えなくていいのかという問いかけが含まれている。

レジュメは結論が書いてあるのは演題だけで、他はすべて問いかけになっている。私の話は本当は問題提起に過ぎない。きっかけに過ぎない。その後、皆さん自身の頭で考えていただきたい。水以外の問題でテレビに顔を出す時も同じ。皆さんに問いかけているにすぎない。というのは、この国の主人公は、私達しかいない。ここの集まった市民、国民、普通の生活者しかいない。そこまでは主権在民というきれいな言葉で日本の学校で教えてくれる。内閣総理大臣、佐久市長は市民の代理人にすぎない。主人公はあくまで僕ら、普通の市民だけ。それなら、この国の最後の責任は？最終責任者は僕らが取らなければならない。私達の普通の市民が最後の責任を取らねばならない。誰かに話をしてもらって、誰かに決めてもらうのではなく、自分で自分の頭で考えて両肩で支えるしかない。

敗戦後66年間平和だからいい。第二次世界大戦のような分かりやすい危機は本当はほとんど起きない。見かけは平和なのに静かに危機は進行している。水は最たるものである。拉致問題がその例である。静かに見える時代にこそ本当の危機がある。それと同じで地下水や湧水で幸せな生活が送れても、佐久では静かに危機は進行しつつあるということを皆さんと一緒に考えたい。

イラク戦争に行くと、実際はイラク国民の油を取りに来たということが分かった。本当は繁栄している国に行けば行く程、水が足りないということが分かった。中国は繁栄している。中国の人口は全世界の人口の2割である。フラン

スのパリに行ったら、中国の方であふれかえっている。一方、水資源は世界で使える水の7%しかない。しかも、この少ない水がどんどん汚染されている。化学工業を中心に水が汚されたり、真っ茶色な湖が出現して、枯渇してしまった湖、川も、アメリカを中心とした衛星写真で確認されている。中国資本が日本に入ってきて、水源地を含む森林を買いあさろうとしているのは事実。この後のパネルディスカッションで映像で確認できる。洞爺湖サミットをやったきれいな自然の多くが実は全部でどれ位かまだはっきり分かっていないが、洞爺湖のうち、中国人に買われてしまった土地はかなりある。中国は日本国民より中・長期的にもものを見る。中国国内で水をめぐって殺し合いが起きるかもしれないから、日本は今、濡れ手で粟、森を山を平地であっても買うことができるから、当然手を伸ばす訳である。穀物においてもメジャーというアメリカを中心とした存在があって好き勝手に穀物の価格を設定していて、色んな問題をかかえている。そのうち、世界には水メジャーというのが出てくる。中国、フランス資本、或いは、アメリカも加わるかもしれない。そういう時に日本が急に対応しようとしても、対応できない。日本は水がたっぷりある豊かな所だから、日本の人はそんなに心配しなくても大丈夫だと思われているが、日本の国土は多くが山で、住める所が少なく、住んでいる所の人口密度が高くなる。日本人一人当たりが持っている水は、世界の平均より遙かに少ない。統計は様々あるが、世界平均の1/5しかないというデータである。佐久市民一人当たり一日200リットル以上使っている。今後でも地下水と湧水でまかなっていかなければならない。地下水や湧水こそ外国資本に狙われやすい。一旦売ってしまったら、永久に外国人のものになってしまう。

中国政府は日本政府に水をよこせと言って来ない。地方の水の現場のところに来る。だから、国へ法律を変えてくれと求めなければならない。今年4月に国は森林法を一部改正した。内容は森林を買ったら、買う前に許可か不許可か聞けというのではなく、買ったら届け出なさいというものである。もし、私が外国人なら、喜んで届け出ます。最終的に国へ法律改正を迫らなければならないが、その時に地元でこのように改革しましたと、立場の違い、市民の意見を様々な立場を乗り越えて。今まで自分の土地を大事にしてきて、井戸を掘り守ってきて、どれだけ苦労してきたかという方もいらっしゃる。ずっと守ってきた個人の権利を場合によっては個人が考え直さなければならない、御自身が新たな苦労をしなければならない。決めるのは、最終決定者はあなたである。公のために生きるということをどうするか考えて、憲法も今のままでいいか議論しなければならない。この信州から、まず地元で声を上げて、変わって他の自治体に働きかけていって、それぞれの自治体で悩んで苦しんで。北海道のニセコは、たくさんの外国人が狙っていったから、条例改正をしている。ただ、ニ

セコのやり方は必ずしもあまりうまくないんじゃないかと。神奈川県のア野市のように個人が土地を取得しても井戸を勝手に掘らせないと改善している自治体もある。このようにバラバラに各自治体が苦しんで、地方から発信し、行動を起こし、制度を変えていく。一つ一つ意見を出して国を変える。国は適切なことしかしない。先程の森林法の一部改正のように、それだけで水が守られるとは誰も言えない。そのために地方から発信する。そして、発信だけでなく、実際に行動を起こして、地元で制度を変えていって、初めて国が動く。地元の人間から発信していって国を変える。それが、民主主義。安全保障、国を守るという考えは、左とか右とかじゃなく、真っすぐ真中から、私達の祖国の見直しから、意見の違いがあつたままそれを乗り越えて自分の力で故郷の水を守りませんかという問いかけが、今日の講演の趣旨である。

2 信州佐久の「水」を守るシンポジウム パネルディスカッション

(1) ジャーナリスト有本香氏発言要旨

北海道へ3月と5月に行った。北海道は水源林と水道保全林を外国資本から早い時期から買収されている。現場を歩くと危機感は強くなる一方。ニセコ周辺の売買の動きが多い。従来の外国資本はオーストラリア、ニュージーランドで、小規模な売買事例であった。しかし、円高でオーストラリア人がいなくなってしまった。そこに登場してきたのが中国資本である。

砂川市という人口1万人ちょっと、ありていに言えば、田舎。イギリス領バージン諸島の外国資本に292ha、山一個分が買収されている。

去年10月中旬に現地を訪れた。20数年間、人の手入れが入っていない。私有地に入れないので、隣山のスキー場のグレンデから様子を見た。バブルの時に、大阪のリゾート会社を買った。地元の人も、また、リゾートかなと思っていた。水源ではあるが、水道水源ではない土地。農業用水は、その山の沢の水を使っている。全く手入れをしていないので、逆に水源足りうる。地元自治体はリゾート開発されて雇用につながればありがたい、という意見である。

現地へ佐久出身の大学の先生と、リゾート開発にどの位費用がかかるか調査したところ、開発に500億かかる、と言われた。

ニセコ周辺の最近の開発事例は木を切ってしまう。次に温泉、その後、現地に警備車両が張り付いている。買収したのは香港系で、そこで何をやっているのか分からない。不気味な感じ。

千歳空港の周辺は中国資本に買収されている。滑走路が見える、金網の前まで買収されている。

水と安全はただと日本では言われている。降水量は世界平均の倍と多いが、1人あたりの水資源で換算すると、世界平均の半分。ただ、北海道の水資源は多い。北海道が狙い撃ちにされているのは明らか。

北海道の森林買収は分かりづらかったのは、土地制度に問題がある。明らかに積極的にブローカーが動いている。森林を特に買いたい、水源付であればなおよい。情報が北海道全域に流れている。それが、ネットワークを使って、全国に流れている。

水は資源であり、資源価値のあるもの。ぶんどり合戦という動きがある。法整備の問題は、森林法が一部改正されたが、やらないより、やった方がいい程度である。

これまで、水は水質をよくする、環境を汚さないよということであった。外国資本が水源地を買ってしまう。山がそんな価値がある、グローバルな対象になるとは思わなかった。

想定外の状況が起きた時、日本は買った人、持った人を公が制限するのが難しい。

今回の高速鉄道の事故の対応もそうだが、日本とは全く体質が違う。

国家が個人を遠隔でもコントロールできる状況にある。私達の水源がターゲットになっている。

佐久市のように地方で市長が問題意識を持つのはすばらしい。山陰の自治体でも同じような状況が起こっているが、「そんなに悪いことなのでしょうか。」

「土地は買ってもしっかり持てない」「水は持てない。」という声が多い。水は1バレル40ドルで水は石油と同じ。

最初は別の目的で取得し、目的を巧みに変更する。

山ではなく、農地を丸ごと、水源も含んで売買する例もある。集落をまるごと1,000haを超えて買収している例もある。日本の中小企業が関わっているが、バックには中国資本がいると思われる。

土地を3倍程度の値段で買い、ランドラッシュとなっている。普通は途上国の土地を買うが、日本は規制がゆるい。実質的に外国がコントロール可能なプランテーションになってしまう。日本は水や農作物の輸出に関税がかからないため、止められない。外国は日本の法制度など全部調べ上げている。そして、日本で情報を渡している人がいる。それは、日本の中小・零細企業が中国に工場を作る際に、大幅に増資して企業規模を拡大した企業のようなものである。すべて、外国の投資になっている。

先程の砂川の売買のケースは、自衛隊の砂川基地や泊の原子力発電所が見通せる場所である。

(青山繁晴氏コメント)

千歳空港は自衛隊の基地が併設され、F15が配置されている。水だけでなく、安全保障全体で考える必要がある。

(2) 吉原祥子公益財団法人東京財団研究員・政策プロデューサー発言要旨

我々一人一人が次の世代に国の資源を引き継ぐために何をすべきか、中国が日本を買っているのが悪いのではない。日本の制度の問題、日本では資源をどう考えるかに、この問題の本質がある。誰かを敵視する、誰かを仮想敵するのは簡単だが、それだけでは問題は解決しない。たとえ、中国人が日本の土地を買いに来なくても、今の日本の法律、土地制度では、誰が土地を持っているかほとんど把握できない。こういった状況の中で、中長期的な視点に立って、外国が日本の土地を買いに来ている。私達一人一人が、グローバル経済、ローカルが縮小していく時代でどういう行動が必要なのか考えてほしい。

(以下パワーポイントで説明。) 大手不動産会社が北海道で開発した別荘地。中国、上海でセミナーを開いている。

ダーレージャパンが所有する、ダーレー牧場、7個あり1,000ha以上ある。オーストラリアが投資している。

北海道が今年の3月の状況を調査したところ、40か所、905haが買収されている。倶知安町では、立ち入り禁止の看板が立てられているが、土地は不在地主である。販売中(for sale)と英語で外国人向けに販売されている。国土の切り売りの状況であり、想定したルール作りをする必要がある。

次の写真は、五島列島。去年の2月に福江島に外国資本関係者が市長に表敬訪問した。日本法人を開設し、森林、立木8haを買収し、1.8haを試験売買した。採算が取れないということで、観光ヘシフトしつつある。補助金申請のことも調べてきている。

グローバル化された経済で資源は金融商品化され、その行動がローカルに突然やってくる。グローバルな経済活動が、我々の住む社会に突然やってくる。高齢化、人口減少という状況の下、土地所有者は森林を持ち続ける意欲が減ってくる。公共財としての国土資本、財産を次世代へきちんと渡していくために、国、自治体は何をすべきか、私達個人は何を考え、どう行動すべきか、を考えてほしい。

個人の土地に公権力は立ち入ることは、森林法の一部改正で所有者不明の土地に伐採のため立ち入ることは、やりやすくなったが、今の日本では、成田空港や東京外環自動車道がいつまでも完成しないのを見ても分かるように、公権力に私権は対抗できる。

(青山繁晴氏コメント)

公権力が立ち入ることは、やろうと思えばできなくはないが、手続が大変である。米国ではチェーンを切っても介入するのが公権力、日本では手を出さないのが公権力となっている。

(3) 中屋眞司信州大学工学部教授発言概要

雨が山林に降り、水をためる。山は緑のダム。佐久地域の地下水等の状況について、7月から調査を始めた。川は目に見えるため、管理し易い。地下水は目に見えない。地下水は、地下を流れている。

佐久地域の水源は、山、千曲川沿いの周りの市町村にある。佐久水道企業団の水源は60～70ある。赤道付近でできた雲が雨になり、山側で雨になる。水は高い所から低いところへ、川へ、地下へと流れる。河川は一度地下にもぐった水が集まって、谷に流れ、地表で川になる。元々同じものである。

涵養された地下水が急な所から平な所へ流れて行き場を失い、湧水になる。佐久水道企業団は湧水と、地下水は井戸で取水している。内訳は湧水が47%、浅井戸が11%、深井戸が41%とほとんど地下水である。森林が無いと、水は地下に浸透しない。森林は重要である。

地下水の年齢について。雨が地下に浸透して湧水になるのに何年かかるか。大気中にあるフロン等が水に溶けている。それを調査した。大石水源の湧水は20～22歳位、下畑水源の浅井戸は30歳位と、20～45歳位地下を流れて、浄化され、水道になる。

地下水の年齢を調べている学者はたくさんはいない。日本地下水学会は会員が1,000名位いて、半分程このようなことをやっている。日本全国の水系の地図については、これから調査が進んでいく。

地下水の年齢測定法は、元々、アメリカの地質調査研究所が開発し測定したものである。日本に技術が導入されたのは2～3年前で、日本で測定できる大学は3大学程である。

地下水は年齢が高い程、浄化が進んでいる。原子力発電所の事故で、水道水が話題になっているが、佐久の水は22～23年前の水であり、全く安全であり、関係ない。日本全体の地下水の平均年齢は、盆地の底にある地下水は動かないため、何千年とあり、不明である。

(4) 佐々木定男佐久穂町長発言要旨

佐久水道企業団が供給している水の約60%、佐久市が使用している水の70%以上の水源は佐久穂にある。この水を先人達がどうやって守り育ててきたかを説明するのに、井出幸吉氏旧八千穂村長のことを話さない訳にはいかない。

昭和26～8年に赤痢が流行し、当時の野沢の保健所長が上水道を敷設しないとダメだ、と言った。佐久水道企業団の前身の上水道組合は、栄村(旧佐久町の一部)の国有地にいい湧水があるからそこを水源にしようとお願いましたが、断られた。その時、井出幸吉氏が旧八千穂村で引き受けてくれた。大石水源と千ヶ日向水源で約10,000m³/日の水を供給している。

森林と水は切っても切れない大事な相関関係がある。町が一番大事にしているのは、国有林、町有林、民有林の森林整備である。町有林の間伐等については、姉妹都市の府中市と、7月26日に、県が進めている森の里親制度促進事業を利用した、カーボンオフセットの契約を締結した。府中市の小学生が大型バス2台で村へ来た。森林体験、間伐体験、その木を使って、森林組合の人にチェーンソーを使って教わった。

水源地の所有者はほとんどが官で、町有地か国有地のどちらか。水源地そのものが買収されることはない。それは、初代管理者であった井出幸吉氏の佐久平の考えとして、水源地は私のものではない、という考えがあったからである。

他の自治体の水源地の所有状況は不明。

(青山繁晴氏コメント)

全国の湧水、地下水の水源地を最低限公有地にしておけば、リスクを減らすことになる。

(5) 須田竹彦佐久水道企業団局長発言要旨

佐久水道企業団は昭和30年に農村型の広域水道として、設立された。少子高齢化や節水技術の発達により水道使用量が減っている。

水源の市町村別の内訳

市町村名	面積 (ha)	水の取水量 (千t)	比率 (%)
佐久穂町	20.1	10,399	約70
佐久市	22.0	4,447	約29.5
御代田町	0.1	55	約0.4
軽井沢町	18.3	187	約1.2
計	約60.7		

その他、浅麓水道企業団から受水している。

水源地の所有状況

所有者	面積 (ha)	比率 (%)	備考
佐久水道企業団	41.3	68.1	
公有地 (国、町)	19	31.1	賃貸借
佐久市の区	0.4		無償貸与

大石水源は面積が17.2haで佐久穂町から無償で借りている。しかも、水源涵養林に指定してもらっている。開発行為の際に許可が必要となっている。

佐久市の内山地区で、国有林の中、湧水の箇所だけ借りている。管理用道路にフェンスが無いので、チェーンで出入りできないようにしている。そこに、農薬が廃棄されたということがあった。そのため、その土地(1.1ha)を国有林から買収し、周辺をフェンスで囲ったということがあった。

水道企業団の経営は黒字。施設の更新が必要なため。今後も黒字が維持できる。

水道の水源は、安心安全、水質管理がされる中で安全を確保してきたが、上流が開発されると、水源に影響を及ぼすおそれもある。

(6) 会場からの質問

ア 北海道に多くの中国人が観光に来ている。それにとらわれているのではないか。

(有本香氏)

北海道でも外国人の観光客を呼び込もうという流れがある。年間4,600万人の観光客が北海道に入っているが、その内外国人は70万人。その中で中国又は香港系の観光客は10万人。急増していて、地元では沖縄のように、事実上ノービザ化して、中国人観光客を入れようというような政策も積極的に設定されている。

先程吉原さんがおっしゃったように、中国人に買われることがいけないのではない。観光客が来て、お金を落してもらうのが悪い訳ではない。問題はそれによって、何かもっと違う想定外のことが起きることまで考えて、どういうプロテクトをしておくか、である。

4,600万人の観光客のうち、わずか10万人の中国系外国人があたかも日本経済の救世主のようにマスコミが取り上げすぎる。世論がそういうふうになれば、行政とか企業の方々とかは、何と無くそうしなければいけないかなあ、というところが出てくる。

(青山繁晴氏)

今の質問に政治家はやる気はあるのか、ということも含まれているかもしれないが、その前にそのような政治家を選んでしまったのは、私達ということもある。日本の土地の所有自体のうち、はっきりとした統計ではよく分からない面もあるが、半分以上、誰の土地か分からないという現実がある。

それに対して、土地は公のものか、個人のものか、憲法29条の問題を含めてやり直さなければならないから政治家は太刀打ちできないし、総選挙でうったえても票にならないからやらない、ということになってしまう。

イ 日本は財政赤字で、国有財産を売りに出すという方向にある。国鉄民営化の際に土地が売りに出された。水源を守るという時に、国、県、事業団が持っているから、安心ということであったが、今後はどうなるのか。

(吉原祥子氏)

国有財産を有効に活用するために、インターネットも活用して売却しましょうと、土地白書にも書いてある。ヤフーの官公庁オークションのページでは土地が売られているが、問題だと思っている。一部の報道によると、今後、国有地売却に関しては、入札の際に地域政策も勘案しながら、やっていくという方

向に財務省もあるようなので、そういう方向を作っていかなければと思う。

有本さんの著書にも書いてあるが、重要国土という概念がこれから必要である。空港周辺や国境や離島など安全保障等我々の国防に関する土地、水源地など暮らしの安心・安全に関わる土地については、売買規制が必要と考えている。

ウ 有本さんに聞きたい。北海道の売買の例で、公の土地を売っているのか、私有地を売っているのか。佐久の場合、民有地の売買で外国の方に売る場合、注意しなければならない。民有地の場合、気を付けなければいけないと考えたが、いかがか。

(青山繁晴氏)

届出だけでいいとなったのは森林法の改正で、売買は、日本の場合、私の権利の行使で私人が土地を買った場合、公権力は介入できない。

(有本香氏)

北海道での農地・森林の売買は、もちろん私有地である。公的な土地ではない。森林法の改正は前進ではあるが、吉原さんの話にあったダーレー・ジャパンの所有している土地は農地。農地の場合、農業委員会の許可が必要で、現地所在の農事組合法人でないと所有できない。ただし、農事組合法人の役員に関与することで、間接的に所有することは可能である。

信州佐久の「水」を守るシンポジウム来場者に対して行った佐久市における水資源保全対策アンケート集計結果(自由意見の抜粋)(詳細)

(1) 国への水資源保全のための法整備要望等

- ・資源確保のための主管庁の設置要。
- ・国有財産の売却は慎重に。
- ・佐久発信で県・国も動かしたい。農地法を含め、スピード感ある対策をしてほしい。
- ・水資源保全は自治体を越えた広域的対策が必要であるので、国における法整備が不可欠。
- ・水だけでなく、全ての資源について行政、国の柔軟な法整備をするべき。
- ・法律を整備し、罰則を強化しなければ売買は進んでいく、と思うので、法律を見直してほしい。
- ・地方から声を上げることは必要だが、県・国が動かないと規制をかけることが難しいと思う。パフォーマンスだけでは問題は解決しない。足元を見つめて政策を行うことが必要なのではないか。
- ・私達一人一人が意識を持って発言・行動していく事の大切さを再認識した。早急な水源を守るための法整備が必要と感じた。
- ・奪われてからでは遅い。先を見すえて、法、条例、整備をお願いしたい。
- ・お話を聞いて、法整備が必要と感じた。水問題だけでなく、私達の生活改善が必要であると思う。
- ・森林所有者が何の心配もなく、財産として保有できる体制を国・県・自治体で早急に構築する必要があり、そのための法整備を一日でも早くすべき。
- ・地下水と湧水の保全を目的とした法律がないとの事、是非とも信州佐久の「水」を守るための、条例、法律を早々に作り、実施して行く必要がある、と思います。
- ・外国資本の買収に対する国、県、町、村の法的規制強化。
- ・日本のフットワークの遅さを改善して早く法整備をして水確保してタータービジネスで(貿易)黒字を出せばどうでしょう。経済的だけでなく、それこそ社会貢献になるのではありませんか。考える機会を作って下さって有難うございました。
- ・国へ水資源保全のための法整備の要望。
- ・河川水利用の場合の農業用水量、工業用水、電力利用と水道利用の各々使用可能量の見直し(再区分)をすべき。農地荒廃により農業用水の使用量の見直しをすべき。

(2) 佐久市条例改正による規制強化等

- ・水源(地下水・井戸)周辺の規制(条例)なども、水質保全のため必要ではないだろうか。
- ・必要な水源を保全できる条例を制定してほしい。森林の移動の規制と水源の保全は一緒ににはできない。日本も外国へ行って不動産買収しているのに、国内では規制できるのか。
- ・立科町では平成19年に大型産業廃棄物(最終処分場)の会社が美上下地区に建設との意がありました。'水'を守る為に、町で条例を制定し、将来に向け、全町民で'水'を守ることに結集しました。やはり、条例整備も大切と思う。
- ・関係市町村と共同で条例などを整備する事が大切では？
- ・土地を購入しても、地下水の管理は組長にゆだねるとか守ることはできないのでしょうか？何か(言葉がわかりませんが。)条例を作れたら。水は、作れないと聞きました。これこそ天からの恵、地方(長野、佐久)が発信になればと思います。
- ・「水源を守る」又はそれを育む、自然、森林を保護確保整備する事は、その地域にとって、未来を守る事になると感じた。日本こそ、又、その中でも信州は、自然と水の宝庫でもある。もっと真剣にそれを守り、より豊かになる様、整備する様、力を注ぐべきであり、又、法的整備も急がなければと感じた。それぞれの地方自治体がそれぞれ独自に自発的に条例を整備し、遅くなる事なく、国、県を動かす必要もあると感じた。
- ・水源保全のための法整備や制度づくりの声を佐久市がモデル都市になるように積極的に進めてほしい。
- ・佐久市だけでなく、広域での検討委、条例化を見据えるべき、と思います。先進的な取り組みとなるよう市のリードをお願いします。'水'を佐久の文化醸成の基本に据えて市づくりを進めてもらいたい。シンポジウムをさらに開催して欲しい。

(3) 県へ水質保全のための条例例日の要望等

- ・外国資本の買収に対する国、県、町、村の法的規制強化。
- ・県へ水資源保全のための条例整備の要望。

(4) 地下水や湧水に関するデータの集積

- ・地下水は目に見えるものではないので、データ等を収集して水位の変化等に注視し、今後も豊富な水資源であることを希望します。
- ・水の収支についての基礎的な調査が必要と思っています。

(5) 水源林のかん養又は森林整備

- ・水源保安林としての制度化、開発規制化。
- ・保安林の拡大、売買の規制。
- ・森林整備の必要性を感じます。
- ・県森林税を5年程度延長して整備の促進。間伐のみでなく、林道整備、バイオ利用にも。県費補助金投入の森林売買の一定期間の禁止。
- ・山の手入れを皆で行う。
- ・林業の振興が大事ななあ。森の保全が無理なく行われるシステムが作られなければ根本的な解決にならないと思う。
- ・森林整備を行い、ただ守るだけでなく経済的支援のため、体験や活用を考えて多面的にしなければ、立ち行かなくなるのではないかと、思う。
- ・森林整備を強力に進めるべき。この入口を早急に中へ入るべき。
- ・水資源のかん養等山林は多面的な機能を持っている。一人一人が山林の必要性、大切さを自覚し、外国資本から山林を守ることを第一に考えます。
- ・水を守ることは森林を守る事であり、森林(山)の土地所有に関わる事がよくわかりました。水を守る事は命を守る事につながる最も重要な事と認識できました。後継者や経済的な面で水の元となる大切な土地を外国に売ることのない様公的に守っていく事も大切だと思います。将来的に水不足が訪れる事が予想されます。命の源としての水を守る為、市民として又日本人の一人として更に知識を深め、何か行動できたら、と思います。
- ・山を顧みない、農地を荒しておく現実を直視すべきでしょう。自然がもたらす恵みを認識しない経済社会のあり方に最大の問題があるのでは。水資源やエネルギー資源などの状況から、グローバリゼーションは行きづまるはずなのですが、国の将来像を市場原理一辺倒から転換することも必要ではないでしょうか。ローカル経済が成り立つことも法整備と同様に水源保全に欠かせない要因と思います。
- ・山林の所有者(企業)を調査する必要性を感じた。世界的に考えると水の価値が高いため、もっと大切にしようとする動きが必要。水の買収にもルールが必要だと感じた。
- ・水源林かん養
- ・森林整備のための補助制度の改善

(6) 水資源保全のための啓発

- ・本日の結果をホームページ等で公表し、全国に向けて広報してほしい。
- ・佐久地域の小・中学校で文化、自然について、一定の教育時間を設ける等の活動が必要。
- ・こうした勉強会は大変大事。何度でも開催し、大きな運動に盛り上げてほしい。
- ・水道をひねるといくらでも出てくる水のありがたさを多くの方々には感謝しない。(当たり前と思っているから。)今回のようにもっと考えさせる機会があるとよい。
- ・自然環境保全について、学習機会を増やしていく必要があるのでは。家庭、学校、地域等。
- ・水に対する意識を市民全体に広め守っていきたいです。水は公のものであってほしいです。一歩目ができましたので、二歩目、三歩目を目指してほしいです。乱雑ですみません。(未来を託すなら子どもにも水の大切さ、佐久の資源を学習してほしいです。)
- ・一般の皆さんは水について大変なことが起きていることなどあまり知らない人が多い。PR、また、国を挙げての検討が必要。
- ・市民への教育。
- ・水資源の保全については、これまで言われてきた通り、国をはじめ、国民一人一人に至るまで、全くと言って良いほど関心を示してこなかった。特に21世紀に入り、人類をはじめ、地球上の全ての生物が生存を図っていく上で、水がどんなに必要なものかという事がやっと浸透してきたようだ。水は石油より大切なものである。これからも水の問題については、適切な機会をとらえ、PRを図っていく事が大切である。
- ・本日集まった人だけではなく、市民、県民、国民が同じ意識を持つ必要があろう、と思う。そのためには、メディアでの伝達が重要な事である、と思う。
- ・現在の社会では豊かさに見えて実は輸入食品等により日本の社会がゆれています。水資源も国民全体で関心を深める事が重要ではないでしょうか。今日、この会に出席して水の重要性を持つことができ有難うございました。
- ・蛇口をひねれば当たり前の様に水道水が出てきますが、その有難さをいまいち感じていない人が多いと思います。佐久地域の水道水は湧水と井戸水で川の水を浄化して飲料水としている地域(上小など)とは違って、人間の体を一度も通っていない自然のすばらしい水であり、その恩恵を受けています。行政も佐久水(企)も浅麓水道(企)も、もっとその点も地域住民にアピールすべきです。
- ・勉強会、地域学習会等市民目線での啓蒙。

- ・水資源保全のための啓発。
- ・それぞれのパネラーから各分野の実態が明かされ、事の重大さをひしひし感じた。法整備が急がれる政治にこの事を知らせる為にも国民の覚醒が急務
- ・今日は入口であって今後も回を重ねなければならないと思います。
- ・大切な水資源を改めて大切にしなければとしみじみと思い、大切にしていかなければならない。行政の立場で守る施策を早く、又、しっかり進めていただきたい。
- ・継続して企画してほしい。
- ・今回だけでなく、時を見て続けて欲しい。

(7) 森林の公有地化

- ・水源地周辺は公地にする様に。
- ・水資源大国目標。水源地の国有化推進を。
- ・森林の公有地化。
- ・国の法整備—リゾート開発に名を借りた水源買収を防止する必要性。不用意に森林を売らない一個人で持ちこたえられなくなった森林等を共同で管理できる様にする。〈自治体は市町村だけでなく、地区、自治会等の所有とする。〉水源地の公有地化(国、地方自治体)する法整備 川上、川下の協同管理の方法を考え発展させる。森林を守る(かん養保安林)—法、補助制度等。佐久の地から推進していきたい。問題意識の共有が大切(青山先生の最後の言葉の通り)

(8) 農地保全

- ・「自然のダム」と言われる水田をもっと保護するような政策はないか。
- ・農業をしています。私たちの田んぼももっと下流の方たちの大事な水源です。荒らさない努力を政治の力でしましょう。私たちが選んだ議員さんしっかり頼みます。

(9) その他

- ・佐久地域は地下水も豊富なことから山林(山)だけでなく、全体に網をかける必要あり。
- ・国外資本だけでなく、国内資本にも気を付けなくてはいけないのでは。
- ・結論は私有林の地下水をいかに規制するか守るかという事だろう？
- ・下水道100%にする。ゴミ焼却場の整備。
- ・水資源は生態系の一部である。エネルギー使用や都市化によって天候不順や積雪の減少も起きている。暮らし方を変えねばならない。TPPは日本をまるごと売り渡すものであり水道の民営化も迫られる。絶対に認めてはならない。
- ・「生命の水」「みんなの水」として積極的に関わるべきであると痛感した。
- ・外国人、外国資本の企業などに無条件で山林や水源地を買われ、結果、日本の安全を脅かされないように、規制を設けて(強化して)欲しい。
- ・有本さんが最後におっしゃっていた通り、土地を外国人に購入されたことが問題なのではなく、その先にどんな想定外のことが生じるのかを知恵を絞って議論していく必要があると思う。
- ・人材育成 高齢者では山は守れません。今回こそ長野新幹線の立木トラストをやるべきです。行政がやってはいけないのか？
- ・資源の少ない地方で、活性化を主な理由としての開発を森林買収でした場合、規制は難しいのではないか。土地所有と活用についてのルール(仕組み)が必要と思った。
- ・日本の森林や農業に対する考え方 大切な資源、財産として守り育てる対策(このためには、循環型社会、そのためのお金の使い方が大切)や法律、政治が大切 TPPを含めて地球規模で考えていく。
- ・民有の山林売買の規制強化。
- ・所有権移転登記を制限する(水源林の所有権移転を禁止する)。
- ・親から山林を相続したが、それがどこに、どのようにあるか分からず(市に聞いても、はっきりせず)にいる。こんな実情が今後の水ともかわり、問題となると思う。